

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係/沖縄返還協定関係交渉：対米全般(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43404">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43404</a>

在沖米軍用地に關連する請求権問題

参考資料 1. 布令、布告等を通じて見た在沖米軍用地の法的地位の変遷について(未定稿)

2. 沖縄の軍用地問題に關連する主要数字.

在沖米軍用地に關連する請求権の問題

について(条約局勉強会用メモ)

45. 7. 8.

条規

米陸軍沖縄地区工兵隊の資料によれば現在沖

繩において米国が使用中のいわゆる軍用地は、9238万坪

であり、そのうち米国が一連の軍用地關係布令、布告に基づき

契約または収用により使用権を設定している私有地は、6266万坪<sup>(注)</sup>

に達する。ここで問題となるのは、米国のかかる私有地使用

に伴って生ずる各種の法律問題及びこれに關連して

生ずる各種の請求の処理である。問題を單純化する

ため、ここでは、米国が私有地に対し事實上、一方的に使用

GA-6

(注) この数字は琉政の調査によるものであり、DEの資料によれば、6270万坪となっているが、これは布令、布告に基づかない通常の契約によるもの約5万坪が含まれている模様である。外務省

権を設定したこととの法的評価及び賃借料の金額上の  
 妥当性の点は一応捨象し、その他の側面についてのみ  
 検討することとすれば、主たる問題点は、概要下記の通り  
 である。

記

1. 請求の種類

一連の軍用地関係布令、布告に基づく米国の民有  
 地使用に伴い、当該土地所有者の側に生ずる請求は  
 一般の通念から云って、大体次の6項目になると思われ  
本邦土地の用法

現地の沖繩市町村軍用地地主会連合会が「軍用地  
 問題に関する提議書」において挙げているところも、ほゞ

同様である。

(イ) 賃借料の支払

(ロ) 地上物件の補償

法令上の問題

(ハ) 復元補償

(ニ) 残地補償

(ホ) 離作補償

equityの問題

(ヘ) 水利権の補償

前記の提議書には、以上と並んで「近傍財産の補償」

例) 私有地の様に道路を  
作ったため土地が水  
没したような場合。

及び「その他通常補償」が挙げられている。これらにつ

いては、その内容が必ずしも明確でないこと、いずれにして

も軍用地関係布令、布告<sup>明文の</sup>に根拠を求め得る請求権

本条の道路法では補償される

ではないこと、の両観点から、特に言及しないこととするが、

仮に、何等かの手当を考慮するとすれば、基本的には、

(ニ)、(ホ)及び(ハ)と同様の取扱にて足りるものと考えら

れる。

又、軍用地関係布令、布告に根拠を有する請求

上記1に列挙した6項目中、前半の3項目、即ち賃借料

の支払、地上物件の補償及び復元補償については

軍用地関係布令、布告上に一応明文の規定が置かれ

ているので、土地の使用者たる米国が、その債務をこれら

布令、布告の規定に従い、公正に履行する限り、本来、

いわゆるクレーム処理の問題は生じ得ず、また、仮に、

米側にかかる債務の不履行があったとしても、これに対する法的救済の途は、現行法令の枠内で確保され得る建前になっている。(もっとも、復元補償については、實際上、多大の問題があり、これこそが軍用地関係クレーム処理の最大の難関であることは、後述の通りである。) 但し、米側がかかる債務を完全に履行することをきままに沖縄の復帰が実現する場合を想定すれば(実際問題としてもそうなると思われる)、わが国としては、米国をして残存債務を履行せしめる途を復帰後に亘り維持するか、或は、また、米国のかかる残存債務を免除して、わが国がこれを肩代りするか、のいずれ

✓ 本紙の  
現行法  
も  
知

此の措置を講ずる必要はある。以上の基本的認識

を前提として、各請求項目の具体的問題点を略述すれば

次の通りである。

(1) 賃借料の支払

軍用地賃借料の支払は、高等弁務官布令第20号

第7項各号に規定される手続により行われる。具体

的には、先ず、米國が琉球政府を受託者として

軍用地にないか  
本工の場合の如く租税者か、琉

琉球銀行の特別口座に賃借料を一括払込み  
琉政名義

賃貸人たる個々の土地所有者が同銀行から支払

を受ける仕組みになっている。ここで問題となるのは

土地所有者が米國の当該土地使用に異議を唱え

政  
債  
の  
と  
ま  
は  
し  
種  
ま  
う  
要  
あり。



(注) 防衛施設庁の現地調査報告書は、現地軍用地関係事務所担当者談として、預託後既に10年経過し、何時にても米側に引き上げられ得る状態になっている保管金が25~26万円あると述べている。

賃借料の受領を拒否している場合である。かかる場  
1%程度

合 特別口座に保管中の賃借料は預託の日から

10年間は支出され得る(前記布令オ7項c.)が右

期間満了後は、合衆国に帰属することとなり、

その後、支払を受けようとする受領権者は、米國に直接

請求し得ることとなっている(同項d.)。従って、復歸の

時点で、なお賃借料の受領権を有する土地所有者が

ある場合には、復歸後にかかる対米請求権を行使

する途を残すよう措置するが、米國から未払賃借料の

一括移管を受け、わが國がこれを土地所有者に支

払うか、の、いずれかの方法をとる必要がある。

借借料の前払制度に基づく過払賃借料総額は、五十二年七月一日に契約が終了するものとすれば、その段階で約九七〇〇万ドルに達する見込みである。趣(施設庁報告書)

上田留加(さか)さん(受託者、小笠原、島津)の地帯に、この地帯の地権者(受託者)のようには、松村村(受託者)を伴う必要がなくて済む。

琉球は、賃借料を引く理由(「まち」トシエ)の由。

琉球政府が借金を着て、琉球トシエ(受託者)の引取りを申し、

上田留加(さか)さん(受託者、小笠原、島津)の地帯に、この地帯の地権者(受託者)のようには、松村村(受託者)を伴う必要がなくて済む。

琉球は、賃借料を引く理由(「まち」トシエ)の由。

○ 補償の75%を貸付と異汗作申立との  
引当(受取の70%位受取った異汗作を  
申立している者が復歸の際にこの場合  
にどうするか。(土地裁判所の保身事件?)

(2) 地上物件の補償

土地収用委員会  
の  
上  
の  
もの

家墓 不垣 那等

地上物件の補償については 布令第20号第7項a,

布令第164号第2項及び布令第109号第6項に夫々

明文の規定があり、具体的には、地上物件の所有権

を米國が取得する結果としての対価の支払という形

で行われ、賃借料と同様、琉球銀行の特別口

座に預託される仕組みになっている。従って復歸

の時点でこの種の補償を未だ受領していない土地所

有者がある場合は、上記(1)の場合と同様の配慮

は必要となろう。

(3) 復元補償 (その一)

布令・布告上の根拠があるもの

米国に於ける軍用地の使用中に、これに加えられる形質

変更に関する復元補償については、布令第20号第1項の

復帰後に行われるものか問題  
(去来及び取得の権利 (1) 及び (2) と同様)

及び布令第164号第2項に規定されているが、現在、軍用

地は、すべて布令第20号の下に置かれているので、同布令が

当面問題となること3、主たる問題点は次の通りである。

(1) 第一の問題点は、布令第20号第1項の復元補償の

規定は、これに先行する諸布令、布告に基づく米

国の軍用地使用中に加えられる形質変更につい

ても適用があるか、との点である。この点について

は、布令第20号中に、同布令に基づく軍用地のステ

又を1950年7月1日に遡って擬制するという趣旨の規定が

ないので必ずしも明確でない。従って最も狭く解釈すれば

布令20号の復元補償に関する規定は、同布令に基づく使用が

開始された1959年2月12日以降の形質変更のみ適用されると

いうことになる。しかし、米國が軍用地使用の合法化のための

布令、布告を相次いで改廃して来た事実をもって、その都度私法上

の契約の切り替えがあったと観念することは無理があり、事実

各段階における個々の布令、布告に復元補償に関する明文の規定が

あるか否か、またあるとして、これらの規定が次の段階の布令、布告に

如何に引き継がれる建前となっていたか、等々の諸点を詮索しても

結局、一貫性は見出せない。そこで、軍用地の使用につき、賃貸借

○ 復元の時点を貸借取を一旦消滅させると後元補償の問題  
が表面化する。 貸借取を消滅する等の可及的経路  
を以下、表面化は借にせよ。 貸借取の取扱への問題につき。

○ 布令上の権利 なる概念が導入された以上、現実には形質変更が加えられる時算  
の権利を行使  
するに於ては  
以下、布令の  
規定に於いて  
貸借取も当然  
に消滅する  
において施行されている布令、布告の規定の如何に拘らず、法の  
一般原則に照らし、復元補償の義務が米側に当然生じている  
と考ふる方がおし、争点ではないかと思われる。 本件に關する  
米側の最終的見解は未だ示されていないが、米民政府発行政  
主席宛 1964年10月8日付書簡「復元補償請求権の発生時期に  
關する疑義照会について」(回答)は、右と同様の結論を示し、  
原簿問題については  
50年7月1日以降  
に施行された  
1950年7月1日または契約締結の日以降に加えられる形質変更  
については、布令20号才1項の規定に基づき、復元補償が行  
なわれ得るとの趣旨を明らかにしている。 以上の結論が正  
しいとせば、1950年7月1日以降に形質変更を加えられる軍用地

の所有者は、当該土地の開放の時点において、布令20号才1項の

の規定に基づき、米国に対する復元補償請求権を取得すること

になり、具体的には、<sup>(a)</sup>復帰前にかかる請求権を取得している

から復帰の時点で未だ支払を受けていない者及び<sup>(b)</sup>復帰の時点

で軍用地賃貸借契約が終了した結果、初めてかかる請求

権を取得する者、の復帰の際の権利保護が問題になる。

(a)については本質的には、前記(1)賃借料の支払、及び(2)

地上物件の補償と相異はないので、これと同様の手当を

すれば足りると考えられる。他方(b)については復帰前の

布令、布告上の軍用地を如何なる手続により、復帰後の地

位協定上の施設区域に移行せしめるかによって、その取扱

が大きく異なることになる。即ち軍用地の貸借関係と

復帰の時点を一旦解消するのであれば、復元補償請求権

がこの時点で発生することになり、その取扱は前記(a)と

同様になるが、何等かの法的論理構成により、借主たる

米国の地位を(貸借借契約を断絶することなく)防衛施設

庁が、その引き継ぐのであれば、本件は、貸借権の譲渡人

たる米国と譲受人たる防衛施設庁の話合りの問題

となる。

(四) 才二の問題は、1950年6月30日以前に軍用地に加えられる

形質変更に関する復元補償請求が現行布令布告上に

根拠を求め得る実定法上の請求権といえるかとの点で

ある。この点に関する有権解釈は米国の求めざるを得ない

~~5/23  
5/24  
5/25  
5/26  
5/27  
5/28  
5/29  
5/30  
5/31  
6/1  
6/2  
6/3  
6/4  
6/5  
6/6  
6/7  
6/8  
6/9  
6/10  
6/11  
6/12  
6/13  
6/14  
6/15  
6/16  
6/17  
6/18  
6/19  
6/20  
6/21  
6/22  
6/23  
6/24  
6/25  
6/26  
6/27  
6/28  
6/29  
6/30  
7/1  
7/2  
7/3  
7/4  
7/5  
7/6  
7/7  
7/8  
7/9  
7/10  
7/11  
7/12  
7/13  
7/14  
7/15  
7/16  
7/17  
7/18  
7/19  
7/20  
7/21  
7/22  
7/23  
7/24  
7/25  
7/26  
7/27  
7/28  
7/29  
7/30  
7/31  
8/1  
8/2  
8/3  
8/4  
8/5  
8/6  
8/7  
8/8  
8/9  
8/10  
8/11  
8/12  
8/13  
8/14  
8/15  
8/16  
8/17  
8/18  
8/19  
8/20  
8/21  
8/22  
8/23  
8/24  
8/25  
8/26  
8/27  
8/28  
8/29  
8/30  
8/31  
9/1  
9/2  
9/3  
9/4  
9/5  
9/6  
9/7  
9/8  
9/9  
9/10  
9/11  
9/12  
9/13  
9/14  
9/15  
9/16  
9/17  
9/18  
9/19  
9/20  
9/21  
9/22  
9/23  
9/24  
9/25  
9/26  
9/27  
9/28  
9/29  
9/30  
10/1  
10/2  
10/3  
10/4  
10/5  
10/6  
10/7  
10/8  
10/9  
10/10  
10/11  
10/12  
10/13  
10/14  
10/15  
10/16  
10/17  
10/18  
10/19  
10/20  
10/21  
10/22  
10/23  
10/24  
10/25  
10/26  
10/27  
10/28  
10/29  
10/30  
10/31  
11/1  
11/2  
11/3  
11/4  
11/5  
11/6  
11/7  
11/8  
11/9  
11/10  
11/11  
11/12  
11/13  
11/14  
11/15  
11/16  
11/17  
11/18  
11/19  
11/20  
11/21  
11/22  
11/23  
11/24  
11/25  
11/26  
11/27  
11/28  
11/29  
11/30  
12/1  
12/2  
12/3  
12/4  
12/5  
12/6  
12/7  
12/8  
12/9  
12/10  
12/11  
12/12  
12/13  
12/14  
12/15  
12/16  
12/17  
12/18  
12/19  
12/20  
12/21  
12/22  
12/23  
12/24  
12/25  
12/26  
12/27  
12/28  
12/29  
12/30  
12/31~~

と云ふ。従来、米国の平和条約第19条(a)の規定を援用し

つつ、否定的な見解を示して来たことは、前述の米民政府

発行政主席宛書簡に見る通りであり、また、講和前補償

に関する公法89-296もかかる見解を示唆している。(米国の

終戦以来一貫して軍用地を継続使用して来たこと及び復元

補償請求が、その性質上、形質変更の時点ではなく、土地の

開放の時点において発生するものであることを勘案すれば、右

の見解には疑問をなしとしないが、かかる見解が米国の最終

的見解であるとすれば、それ自体は、わが国として争い得

ないところである)。しかしとすれば、この種の請求は、少く



とも、実定法上の根拠を有する権利を復歸に際し保

護するという性質の問題ではないことになり、後述3.の

二環として、全く別の観点から、その取扱を検討する

必要がある。

### 3. 軍用地関係布令、布告に根拠を有しない請求

上記1.に列挙された6項目の請求中、後半の3項目、即ち

残地補償、離作補償及び水利権の補償については、軍用地

関係布令、布告上、明文の規定はなく、また、上記各の категорияに

含まれず、1950年6月30日以前の形質変更に関する復元補償に

ついても、また同様と見るべきこと前述の通りである。(もっとも、これら

の請求項目につき、軍用地関係布令、布告に明文の規定がないことのみ

(注) 布令、布告の規定には合致する米側の措置なし。合衆国関係法令に照らし、当然何らかの補償を要するよう如き場合、或は合衆国憲法に照らし、布令、布告なし。その根底にある大統領行政命令に違憲の疑義がある場合、これを米本国で沖縄住民が司法手続により争えるか否かの問題がある。

16

を根拠として、これが例えば、小笠原返還協定第5条にいう「これ

らの諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の

法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる請求権に

相当する沖縄住民の請求権に含まれないと云い切れるか否かは別途

検討を要する問題である。) 従って、この種の請求の取扱は沖縄  
(注)

住民が実定法の規定に基づき有する権利の保護という観点から

ではなく、文明国が均しく認める法の一般原則及び衡平の観点

から保護すべき法益を保護するという方向で行われるべき

ものである。かかる観点から、右の請求項目につき個々に検討

加えれば、以下の通りであり、いずれも、保護すべき理由を以

して却下することが困難なものであると云わざるを得ないと思われる。

## (1) 復元補償 (その二)

ここで問題とされる復元補償は、前記又(3)に含ま  
 れないものであり、具体的には、1950年6月30日以前に形質  
 変更を加えられ、且つ、1961年7月1日以降に開放された  
 軍用地に関するものである。この種の復元補償に関する義務  
 を米側が否認していると思われることは前述の通りである。  
 しかしながら、同じく1950年6月30日以前に形質変更を加え  
 られた軍用地であっても、1961年6月30日迄に開放されたもの  
 については、米国が講和前補償の一環としての見舞金の  
 支払という形で事実上復元補償を行なっていることを基に  
 すれば、単に開放の期日が異なることのみを理由として、同種

の請求につき、このような異なる取扱をすることの是非は、衡

平の観点から当然問題となるものと考えられる。

(2) 残地補償、離作補償、水利権の補償

これらの請求項目が、米施政下の沖縄という特殊な状況

の下においても、なお保護すべき法益であると考えらるべきか

の点については議論が分かれるところであらう。しかし、

わが土地収用法の見地からは、残地補償(オ74条)、

離作補償(オ88条)及び水利の補償(オ82条オ7項)は、

いづれも、私有財産権尊重の観点から保護すべき法益と

して予想されていることも事実である。従って、本件は、結局、

憲法の予定する財産権の保護が、沖縄の特殊事情により

どこまで曲げられ得るかという問題に帰着すると考えられる。

#### 4. 結論

(1) 前記の二の категорияに属する請求は、米國もこれを債務と

観念している性質のものであるから、施政権移転以前に米國

自身がこれを可能な限り処理しおくよう、わが方よりゆりき

かけるべきことは言うまでもない。しかし、仮に米側がかかる

処理に全力を尽したとしても、なお、復帰の時点において

未処理の請求が残る可能性は十分ある。これらに

ついては、金額、件数ともに極めて少ない場合は、一応

小笠原返還協定第5条の如き方式を採ることにより收拾を

図ることも考えられるが、然らざる場合は、米國より一括して

資金の移管を受け、わが国が復帰後、これと米国に代って

受領権者に支払うとの方式を考慮する必要がある。

(2) 前記3.の категорияに属する請求は、検討の都合上、一

応個々の項目に分けて評価し、に過ぎず、実際の処理に

当っては、米国が支払うにせよ、あるいは、最終的にわが国が

支払うという形で落着を見るにせよ、"lump sum" 且つ

"ex gratia" という方式にならざるを得ないことは明らか

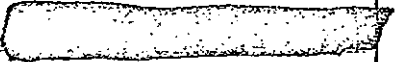
である。

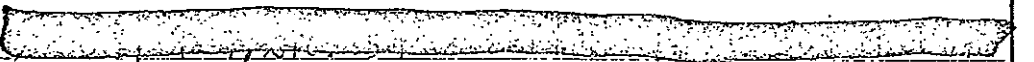
(3) いずれにしても、本件の処理、特に前記3.の categoria

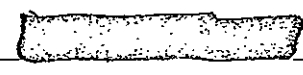
に属する請求の処理に当っては、金額、件数の両面から

見た問題のマグニチュードを早急に把握する必要がある

と云ふ。現段階においては前記3.(1)につき、その規模

が、現地地主連合会の資料から、

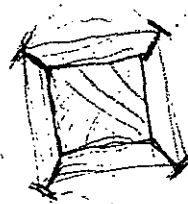


 請求者 2,338人、坪数 1,291,925.93

坪、金額 4,408,836.56 円と判明してゐる

に過ぎないのである。

秘  
無期限



軍用地関係の請求の処理について  
(討議資料)

45. 8. 13

条規

1. 対米プレゼンテーションにつき特に問題をよめられる事項

(1) 米側の法的債務完済の確保

米国は布令20号に基づき軍用地地主に対し管

料、地上物件の補償及び1950年7月1日以降の形

変更に関する復元補償(但し解放された軍用地に限

の3種類の支払義務を有している。ここで問題と

されるのは米国の有するこれらの3種類の債務で

事務的な遅延等のため地主に対する現実の支払





本合の対象範囲から  
はみ出さる

賃借料の支払、地上物件の補償及び復元補償の

3種類に限られているが右は、補償項目という

観点からも、私有財産権尊重の原則に照らし不

十分であり、現に沖縄の地主連合会はこの点を向

にしている。おが方としては前記の3種類の

100坪のうち90坪は米側が所有

補償のほか、残地補償、雑作補償、水利補

償等の通常行われる補償についても、私有財産

権尊重の観点から配慮すべき旨、一定米側の

申し入れるべきものとする。

要するべきか？  
否か？

2. 対米プレゼンテーションにつき検討すべき事項

(1) 潜在的な復元補償の法的義務の引き継ぎ

地主側  
OK 12/23  
通達の収用の場合  
管轄の場合  
あるか、管轄  
中押えられている  
から収用に近  
く知照を  
行っている。  
(本合の対象)



将来の復元補償必要額を book value から

差し引いてあるとの説明を行なう。

(iii) 米側としてはこのカテゴリーに属する限り呑み易い。

(d) 形質変更の時点が不明で且つ復元に要する費用が不明

であれば、わか方が如何なる規模の財政負担を

引き継ぐことになるのか見当がつかない。

(d) 3 公社、道路につき、<sup>book value から引くもの</sup>上記の如き説明が可能

か否かわからない。(大蔵省に要照会)

(d) 施設区域として引き継がれれば、米国の復元補

償義務が免除されるとなれば、施政権返還

前の軍用地解放を discourage することに伴

(II) 目的の如何を向わず復帰後も引き続き使用される土地

に關する復元補償の義務については、復歸の時

で米側にも何割かの支出をさせる。

(III) わが方財務当局を説得し易い。

(a) 賃借権の包括継承方式をとる限り、復歸の時

地主の復元補償請求権が生じないことに對し

米側に支払の必要性を納得させることが困難

である。

(b) 復元補償総額の規模が不明を限り、米側

の負担率を割り出せない。

(c) 米側としては、大多数の形態変更が1950年

6月30日以前であるとの理由により、復元補償

義務自体を否定する可能性がある。

(2) 法的義務の問題とはなり得ない復元補償請求の処理

ここで問題とされるのは、1950年6月30日以前に形態

変更を受け、且つ講和前補償によりカバーされ得ない

軍用地の復元補償請求の取扱である。いわゆる復元

補償問題の8割は、このカテゴリーに属するものと

と云われている。また、このカテゴリーには、既に解放さ

れたもの、今後復讐迄に解放されるもの、復讐後

引き続き使用されるもの、がすべて含まれているが元

特恩の時点で法的権利として成立するという世帯の

ものではないからこれを分類して議論する実益は全く

一括して講和前補償との対比における衡平の問

題として扱うべきであらう。本件につき考之得る理

理振り及び夫々の merit, demerit は次の通り

であるが復帰後に引き続き使用される土地に

関する要補償額把握上の困難性は共通の

向題として残さる。

(イ) このカテゴリーの復元補償を一括して日米共同の負担

により復帰前に片付ける。

(ii) かつて講和前補償を日米双方の手で行なつた

先例がある。(おととも右説明に当るは、わが方

の行った10億円の補償が grant である旨を

新たに明言する必要がある。) )

④ 貴方が財政負担をする理由の国内議論

に多少困難が予想される。

⑤ 上記の(1)と組み合わせる場合は復帰後

継続使用のものにつき、形質変更が1950年

7月1日以後であるとして米側に進め

られる可能性がある。

⑥ 道路は勿論、空港その他復帰後も

永久に地主に戻らない土地については

ex gratia として米側に志願の必要



性を納得させることが困難である

(ロ) このカテゴリーの復元補償中、復帰前に解放され

た軍用地の分のみを米側の負担で片付けさせる

(ハ) 同種の地主に対する同様の補償という観

点から、対米プレゼンテーションに当たっての moral

influence がある。

(ニ) 復帰後引き続き使用される土地の復元

補償問題がわが方内部の政治的

な問題として将来に持ち越される。

極秘

法律関係 条約関係

請求権問題のついて

調査すべき事項(以下)

(昭45-8-17  
条約関係)

(以下の中は調査するに自体的問題

を請求することの考えられるものもあるか?

国体と認められたものについては慎重に検討

を要しよ)

1. 講和前後の補償は土地の解放

が1961年6月30日までに実行されたもの

の土地関係については、この打ち切り時点

といわれる1961年6月30日の正式

の言及のある公文書 (準備委員令済み)

2. 講和前補償の対象とすべき21

項目の授与に関する公文書のリスト (準備委員令済み)

3. 講和前補償の受領の際に未処理の

交わされたことにより追加支払免除の念書

(準備委員令済み)。

4. 講和前補償金の請求額

決定額(支払権限額)、支払額の上記

2. の項目別の金額。決定額と

支払額との間に大きな差のある項目はつ

いてその理由。

5. 1950年7月1日とこの日付の

概況。

6. 形質変更は1950年6月30日

以前にありか否かの決定方法（現地調

査、作業記録等の調査、当該土地の

使用開始時等による一律の決定等）

7. 形質変更は1950年7月1日

以降と認定したものは復元補償土

地の土地の坪数、補償額。（1961年7月

1日以降解放されたものは形質

変更は1950年6月30日以前にありかと

認定工場のものと、別格)

8. 日政見舞金受領者と存260号

補償金受領者との関係。

9. 下記(1)~(2)の二の事態

(1) 形質変更が50.6.30以前、

解散が61.6.30以前のものがある

5 請求審議委員会に請求を提出した

もの。

(2) 上記と同様に請求を提出

したものが認めらるるもの。

(1) 上記と同様に請求を提出

遺言状

4. 認めらるるに於て補償請求期間内に受取ら

るべきもの。

(=) 形質変更の50.6.30以前解

放の61.7.1以降のもの。

10. 形質変更の50.6.30以前

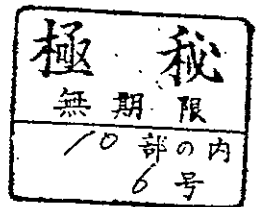
のものに61.7.1以降今日まで解

放したもの。又は未解放のもの全額の復

元費用見積額 (積立前補償と見)

支払わらるる補償額と評議が参考となる

300)



沖縄米軍用地の復元補償問題  
の処理について

昭45.5/9  
条 規

1. 施政権移転前に地主に返還される軍用地

1950年6月30日以前から米軍により  
使用され、形質変更が行なわれた沖縄の民有  
地のうち、1961年6月30日以前に地主  
に返還されたものについては、いわゆる講和  
前補償が支払われ、復元補償問題は解決済で  
あるが、1961年7月1日以降施政権移転  
時まで返還されるものについては、布令20  
号の下では、復元に関する法的救済手段がな  
い。

布令20号が復元補償の根拠たりえないこ  
の種の民有地については、衡平の見地から、

購和前補償の先例に倣い、地主に対し、購和  
前補償の一環として支払われた復元費と少な  
くとも同程度の金額の見舞金が米商により支  
払われるべきことを主張する。



## 2 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地

### 地

施政権移転時に地位協定に基づき米軍に再提供される民有地については、沖縄返還協定中において、布令20号に基づき米軍が地主に対し負っている復元補償義務は日本政府が引継ぐこととし、引継時に当該土地上に存在する構築物のうち最終返還時に残存するものは無償で日本政府に引渡されるべき旨を規定する。布令20号に根拠を有しない復元補償は、日本政府の責任において処理することとする。但し、地主への返還が確定していながら、止むを得ざる遅延により、実際の返還が施政権移転後となるものについては、上記と同様に処理されるべきことを主張する。

復帰前の  
返還を  
discourage 不  
意に仕える  
用途の変更

- 構築物  
の引渡し  
- 補償の  
根拠は  
何か。

布令は  
そのかわり  
+  
そのかわり  
の

上記のごとき処理は、一見米備が軍用地賃  
(転)借者として当然負うべき原状回復義務  
を日本政府が正当な理由なくして肩代わりし  
たかのごとき印象を与えるが、以下の理由に  
より、これは十分妥当と考えられる。

- (1) 通常の私法上の契約であれば、賃借権が  
第三者に譲渡される場合、賃貸者に対する  
原状回復義務は当然譲受者に引継がれるが、  
将来における譲受者の原状回復義務の履行  
に要する費用をどこまで譲渡者に負担せし  
めるかは、譲渡者、譲受者及び賃貸者の三  
者間の話合いの問題である。(従つて、賃  
借権及び地上物件の譲渡価格から、譲渡時  
における原状回復の推定費用を差し引くと  
いつた交渉の余地が十分ありうる。)

④ 本件の場合は、賃借権は無償譲渡を前提  
とした上で、譲渡者は、譲受者から無償で  
土地の再提供を受け、地上物件の所有権は  
引続き譲渡者が保持することとなるから、  
通常であれば、譲受者としては、契約解除  
時に、地上物件の撤去（または撤去費相当  
額の支払）を譲渡者に要求しうる立場に立  
つ。

- (イ) しかるに、本土の施設、区域の場合は、  
地位協定第四条ノ項により、賃借者たる日  
本政府は、使用者たる米国に対し、地上物  
件の撤去（または撤去費相当額の支払）を  
要求する権利を予め放棄しており、これに  
見合ひものとして、同条2項により、地上  
物件を日本政府が無償で取得すべきことを  
定めているに過ぎない。これは、賃借者た  
る日本政府の地位のみに着目すれば極めて  
不公平な負担であるが、安保条約に基づき  
米国の日本防衛義務（財政的にはわが国の  
防衛費の負担軽減）という大きな代償との  
見合ひとして理解すべき性質のものである。
- (ロ) しかりとすれば、沖縄の米軍基地の場合  
においても、単に日本政府による再提供前

に既に米軍により当該土地の使用、形質変更が行なわれていたという理由のみで、地位協定下とは異なる原状回復費の分担を米側に要求する根拠はないというべきであろう。

施政権移転後に行なわれる形質変更についてのみ日本政府が原状回復費を負担すべきであると主張することは、上記(ハ)に照らせば、施政権移転前に当該土地上に現存する米軍施設は、安保条約下では不要であるから撤去すべしとの議論を行なうに等しく、著しく不合理である。(上記のことは、仮に、現在沖縄に米軍基地が全く存在せず、施政権移転後にすべて新規の施設、区域として提供する場合を想定すれば明瞭である。)

(ハ) 米側としては、施政権移転が行なわれな

かつたならば当然負担した賃借料及び原状  
回復費の支払から免除されることとなるが、  
これは決して不当な利益を得ることを意味  
せず、施政権移転後は、最早や米軍は自由  
に基地を維持できず、安保条約、地位協定  
の枠内においてのみしかこれを使用できな  
いこととなる代償と考えるべきであ  
る。

### 3 日本政府が使用することとなる軍用地

施政権移転後は、日本政府が使用することとなる民有地（自衛隊用施設、三公社、道路の一部等）の復元補償は、上記2の場合と同様、すべて日本政府の責任において処理することとする。かかる処理は、米軍に再提供される民有地の場合と異り、地上物件または資産の所有権も日本政府に譲渡されるのであるから、当該物件または資産が日本政府にとり十分価値のあるものであれば、通常の私契約であつても、とくに不当な面はない。

もつとも、地上物件を有償で引継ぐ場合には、買取価格は原状回復の費用を考慮して決定したとの国内説明が必要と思われる。(注)

(注) 国際法あるいは国家間の慣行に従い、

財産価値の有無に拘らず、施政権の移転に伴い当然に無償で日本政府に引渡されるべき米国有資産については、底地の原状回復責任も、施政権移転の一環としてそのまま日本政府に引継がれてしかるべきと解される。(私法上の関係にアナロジーを求めれば、これは、賃借権の譲受者が、何等かの事情により、当該土地を恒久的に使用する必要がある場合に該当しよう。かかる場合には、譲受者としては、当該土地の賃借を継続するか、いかなる代償を払つても当該土地を賃貸者から買取るかの選択しかないのであるから、原状回復の問題は、そもそも起り得ないことになり、従つて、そのための費用を

に  
あ  
る  
施  
政  
権  
の  
移  
転  
に  
伴  
い  
て  
の  
事  
情  
に  
よ  
り  
、  
当  
該  
土  
地  
を  
恒  
久  
的  
に  
使  
用  
す  
る  
必  
要  
が  
あ  
る  
場  
合  
に  
該  
当  
し  
よ  
う  
。



誰が負担するかの問題を議論する意味が

ない。)

1	2	3	4
1	2	3	4
1	2	3	4
1	2	3	4

## I. Physical Geography.

Japan's southwestern islands, which form a chain stretching 570 miles long between Kyushū and Formosa and along the eastern fringe of the East China Sea, are called collectively the Nansei Islands (Note 1).

The archipelago comprises two principal island groups: the Satsunan group which is a part of Kagoshima Prefecture and the Ryukyu group which constitutes the main part of Okinawa Prefecture. These groups are further divided into five sub-groups, as shown in the table below, there being 60 odd islands in all, of which 25 have areas of 4 square miles or more (Note 2).

### THE SATSUNAN GROUP (total area 922 sq.m.)

#### (KAGOSHIMA PREFECTURE)

##### Osumi Sub-group

(total area 406 sq.m.):

Tanega shima (173 sq.m.) \*  
Yaku (208 sq.m.)  
Kuchino-Yerabu

##### Tokara Sub-group

(total area 35 sq.m.):

Kuchino shima  
Nakano shima  
Suwanosé

##### Amami Sub-group

(total area 481 sq.m.):

Amami-Oshima (274 sq.m.)  
Kikai  
Kakeroma  
Uke  
Tokuo shima (98 sq.m.)  
Okino-Yerabu  
Yoron

### THE RYUKYU GROUP (total area 810 sq.m.)

#### (OKINAWA PREFECTURE)

##### Okinawa Sub-group

(total area 518 sq.m.):

Okinawa (471 sq.m.)  
Iye  
Iheya  
Izena  
Tokashiki

Note 1. "Nansei" is adopted in *Japanese, British and American Hydrographies*.

Note 2. The number will be more than 180 if named rocks are included.

Sakishima Sub-group,  
(total area 292 sq.m.):

Miyako Islands: Miyako  
Irabu  
Tarama

Yaeyama Islands: Ishigaki (85 sq.m.)  
Iriomote (110 sq.m.)  
Yonaguni  
Hateruma

(The areas of islands smaller than 40 square miles are not given).

There are two other isolated groups, Daito and Sento, which are administratively included also in Okinawa Prefecture. Of these, the Daito group will be dealt with in another chapter, while the Sento Islands (total area 2 sq. m.) lying north of Sakishima sub-group are uninhabited and of little importance.

The "Nansei" is a geographic term of recent date. On the other hand, the southern portion of the archipelago, with Okinawa as the center, which constituted formerly a semi-independent country, has been known as Ryukyu (also spelled Riu-Kiu), or more widely among Occidentals, as Luchu (spelled variously, Lew Chew, Loochoo, Liu Chiu, etc.). Sometimes, "Ryukyu" is applied as a generic name to the entire archipelago (Directive of the Supreme Commander for the Allied Powers, 29 January 1946). Here, however, the term is used in the original restricted sense to designate what was formerly the so-called "Kingdom" of Ryukyu (Note 3).

Most of the islands are ragged and barren. A few in the south, having comparatively large areas of level ground, are mostly composed of elevated coral reefs. Water supply is generally inadequate. Fierce typhoons are frequent in summer and autumn, while in winter there blows a strong monsoon.

The Kuroshio (Japan Stream), which flows northward along the eastern coast of Formosa to the west of the Nansei Islands, cuts across the island chain between the Osumi and Amami sub-groups passing out again to the eastern side.

---

Note 3. (1) *The Encyclopedia Britannica* (14th edition) places Ryukyu to the south of 30° N. including the Tokaras and the Amamis.  
(2) According to Lippincott's *Gazetteer of the World* and Commodore Perry's *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan*, Ryukyu lies to the south of 28°40' N. including the Amamis.  
(3) *Japanese and British hydrographies* designate as Ryukyu group the main island of Okinawa and the islands to the south, excluding both the Tokaras and the Amamis.